

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 消防・防災
 施策番号: 11 - 01

1 基本情報

施策名	11 消防・防災	展開方向	01 火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
主担当局	消防局		

2 目標指標

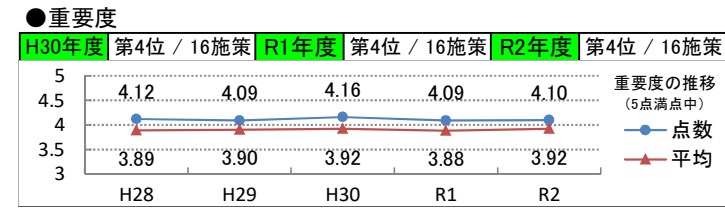
指標名	方向	目標値 (R4)	実績値					進捗率 (R2)	
			H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く) <small>※下段()は全国平均値</small>	↓	全国平均値以下	人	0.43 (0.87)	0.22 (0.90)	1.51 (0.93)	0.65 (0.94)	0.65 (0.87)	100%
B 消防団員の充足率 <small>※下段()は全国平均値</small>	↑	全国平均値以上	%	90.1 (92.5)	88.2 (92.2)	89.9 (91.8)	89.4 (90.4)	86.2 (-)	-
C バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率(目撃のある心原性心臓停止)	↑	60.0	%	48.3	51.5	53.2	56.8	55.8	93.0%
D 高齢者の一般負傷のうち、屋内転倒が占める割合	↓	50.0	%	56.1	56.6	55.1	55.2	57.6	86.8%
E									

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	消防庁舎等整備事業(北部防災センターの長寿寿命化)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	救急隊増隊事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	消防庁舎等整備事業(西消防署大庄出張所建替え)
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●消防・救急・救助体制の充実 ●消防施設等の整備・充実
------	--------------------------------



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	
<p>行政が取り組んでいくこと ■消防・救急・救助体制の充実</p> <p>【消防団の充実強化】 (目的)地域防災力の中核である消防団の充実強化を図り、震災や風水害等の大規模災害に対応できる消防力を確保するもの。 (成果)①市報への特集掲載が一定数の入団に繋がったが、コロナ禍により消防団活動が制限されたことで入団促進活動は十分に実施できなかった。結果、消防団員数は32人の減少となった。(退団者58人:新規入団者26人)(目標指標B) しかしながら、緊急事態宣言下等においては、新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、各地域での感染拡大防止に資する広報活動等を積極的に行うなど、今までにない取組を継続的に実施した。 (課題)①消防団員の確保と更なる組織の活性化を図るため、消防団員の処遇改善等に係る消防庁長官通知を踏まえ早急に検討を行う。</p> <p>【予防救急の推進】 (目的)高齢者の家庭等における転倒、転落による負傷が増加しているため、救急搬送につながる事故等を予防する方を普及啓発するとともに、子育て世代のニーズに合わせ、乳幼児の家庭内における事故等を防ぐことにより、市民の安全・安心につなげるもの。 (成果)②救命講習受講者等への予防救急を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により回数及び受講者数は減少した。(R2:27回、514人、R1:71回、2,436人)(目標指標D) (課題)②予防救急の普及啓発については、関係部局等と連携し、高齢者等に対して定期的な取組を行う必要がある。 ②コロナ禍により実施されなかった尼崎市地域ケア代表者会議を通じ、高齢者の予防救急の普及について関係機関と協議や調整を行う必要がある。</p> <p>【救急体制の充実強化】 (目的)複雑多様化する救急需要に対し、救急隊員の教育訓練体制を充実強化し、救急業務の更なる向上を図るとともに、高齢者人口の増加を見据え不要不急な救急要請の抑制を図るもの。 (成果)③令和3年度からの救急隊増隊にあたり、救急車をはじめ資器材の整備、増隊に伴う人員の配置、仮眠室の整備等を実施した。 ④救急車の適正利用に関する動画を作成し、公式YouTubeチャンネルにおいて配信した。また、転院搬送に関しては、医師会等と調整を行い、尼医ニュースを用いて周知した。 (課題)③④令和2年の救急出動件数は28,411件、搬送人数24,450人となり、前年よりも減少した(R1:31,757件、27,701人)。これは新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民の衛生意識の向上や不要不急の外出自粛等の行動変容もその一因であると考えられる。引き続き、救急隊増隊の効果を検証しつつ、新型コロナウイルス感染症収束後の救急件数の反転増加を見据え、今後の救急体制のあり方を検討する。</p> <p>【市民、事業者による救命活動の推進】 (目的)心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するもの。 (成果)⑤講習の中止及び定員の縮小を行う中で、感染防止対策を講じつつ可能な範囲で受講機会を確保した。(R2:311回、5,246人、R1:464回、12,856人)(目標指標C) (課題)⑤コロナ禍で通常の救命講習を受講しにくい状況を踏まえ、応急手当普及員の更なる活動を推進する。また、小・中学校の教員を対象とした「救急シミュレーション訓練」については、感染防止対策を行い実施に向けた調整を行う必要がある。(R2:3回)</p>	総合戦略	⑤
<p>行政が取り組んでいくこと ■消防施設等の整備・充実</p> <p>【火災による死者数0(ゼロ)】 (目的)災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)を充実させ、引き続き火災による死者数を全国平均値以下(最終目標は死者数0)とするもの。 (成果)⑥令和2年中の火災による死者数は、前年より1人増の4人であったが、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)は0.65人となり、目標値である全国平均値以下となった。(目標指標A) (課題)⑥直近5か年の本市の平均は0.69であり、全国平均値0.91を下回っているが、単年度比較では上回る年がある。継続して目標値を達成するために、迅速的確な災害対応を実施し、引き続き消防施設等の整備・充実を図るとともに、隊員のスキルアップと消防活動体制の更なる充実が必要である。</p> <p>【持続可能な消防体制の構築】 (目的)高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続しつつ、署所の将来的な適正配置を図る。 (成果)⑦常に安定稼動を要する消防指令管制システムについては、更新整備(2箇年整備)が完了し、令和3年度から運用開始となった。 ⑧消防庁舎については、関係部局と調整のうえ、予防保全部位等の詳細調査を実施し、改修計画を策定した。 (課題)⑧高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続し、署所の将来的な適正配置を検討する必要がある。 ⑧消防庁舎は24時間勤務庁舎で、職員が業務を行いながらの工事となることから、災害出動等に影響が無いよう詳細な調整が必要となる。また、感染防止等の観点から仮眠室の個室化について検討する必要がある。</p>	総合戦略	-

令和3年度の取組

<p>【消防団の充実強化】</p> <p>①消防団員に占める女性の割合が増加する中、女性団員を中心とした本部分団を組織することで、新たな入団促進を展開するとともに、防火協会事業所等に対し「消防団応援事業所」への参画を依頼する。 ①抜本的な消防団員の確保策として、消防庁長官通知を踏まえた処遇の改善について検討する。引き続き、コロナ禍における各地域での感染拡大防止に資する広報活動等を継続する。</p> <p>【予防救急の推進】</p> <p>②新たに高齢者等に対する定期開催の予防救急講習を創設し、受講機会・受講者の拡大を図る。 ②尼崎市地域ケア代表者会議を通じ、高齢者の予防救急の普及について関係機関と協議や調整を行う。</p> <p>【救急体制の充実強化】</p> <p>③北消防署に増隊した救急隊の効果を検証する。 ④大手前大学とのコラボレーションにより、救急車の適正利用に関する動画を新たに作成し、公式YouTubeチャンネル、公共施設、医療機関、その他民間施設等において動画を再生し、市民等に対する普及啓発に取り組む。 ④コロナ禍により十分な協議が行えなかった医療・福祉事業者と協議し、不要不急な救急要請の抑制を図る。</p> <p>【市民、事業者による救命活動の推進】</p> <p>⑤事業所等のニーズに応じ、応急手当普及員の活用などによる救命講習の実施を推進し、受講機会の拡大を図る。 ⑤昨年度未実施となっている小・中学校への「救急シミュレーション訓練」を継続実施する。</p> <p>【火災による死者数0(ゼロ)】</p> <p>⑥本市の地域実情に即した火災防ぎょ戦術の更なる体制強化のため、年間を通して実践的な訓練及び研修を実施する。また、新消防指令管制システムの指揮タブレット等を有効活用するため、警備計画等の見直しを図る。</p> <p>【持続可能な消防体制の構築】</p> <p>⑧新設した財務担当を中心に、出動範囲、現場到着時間等を踏まえた署所の将来的な適正配置を具体的に検討する。 ⑧仮眠室の個室化を計画し、消防署所内での感染防止を行う。</p>

主要事業の提案につながる項目

<p>【消防団の充実強化】</p> <p>①消防団員の士気向上と入団促進による消防団員数確保のため、報酬や出動した場合の費用弁償に係る処遇改善について検討を行う。</p>

6 評価結果

評価と取組方針
<p>・持続可能な消防体制の構築に向けては、高齢化や人口減少等の中・長期的な社会情勢の変化を見据え、適正な規模の消防体制・配置を検討していくとともに、消防吏員の年齢構成を踏まえた計画的な職員採用や女性消防吏員の活躍を推進するための勤務制度についても検討していく。</p> <p>・消防団についても、引き続き入団促進に努めるとともに、時代に即した持続可能な消防団のあり方について検討を進める。</p>

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 消防・防災
 施策番号: 11 - 02

1 基本情報

施策名	11 消防・防災	展開方向	02 地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
主担当局	危機管理安全局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値						進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合	↑	90.0 %	79.6	76.5	78.5	77.6	79.7		88.6%
B 情報伝達の取得手段が無い(取得したことが無い)市民の割合	↓	13.6 %	21.2	20.6	15.3	15.1	11.7※		100%
C									
D									
E									

※指標Bは、より正確な実績値となるよう、R2年度より市民意識調査の質問を見直した

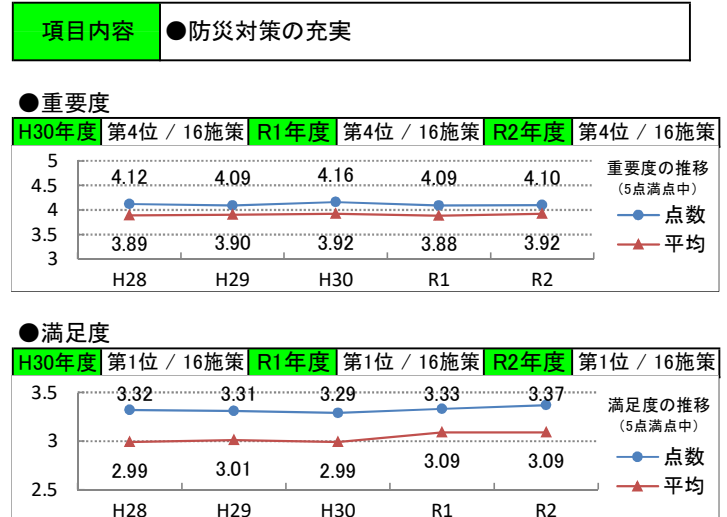
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	⑤
<p>行政が取り組んでいくこと ■防災対策の充実</p> <p>【防災情報の確実な伝達に向けた取組】 (目的)災害時に必要不可欠となる「避難情報」や「生活情報」等の防災情報を確実に市民等に伝達するため、多層的な情報伝達手段の整備等に取り組む。 (成果)①屋外拡声器やホームページ、SNS等での情報伝達に止まらず、啓発パトロールや公共施設等へのポスター掲示などアナログ的な手法を含めた多層的な手段により、防災情報の確実な伝達に努めた。(目標指標A・B) ②地域への情報伝達に関して、各地区民生児童委員協議会等と意見交換を重ねることで、地域の特性に応じた取組を進めるとともに、感染防止対策や防災情報等の伝達に取り組んだ。(目標指標A・B) ③市からの防災情報を電話で再生し確認できる「災害情報電話サービス」について、令和2年6月から運用を開始し、市報への掲載等のほか、ステッカーを作成し、民生児童委員を通じて高齢者へ配布するなど周知徹底を図った。(目標指標B) ④「尼崎市防災ネット」の登録者数は27,300人(令和3年3月31日現在)となり、令和元年度と比べ1,886人増加し、また、「尼崎市防災ネットアプリ」の登録者数は17,413人となり、令和元年度と比べ5,684人増加した。(目標指標B) ⑤防災行政無線のデジタル化に伴い、アナログの防災ラジオ等に代わる新たな機器として、携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」の導入を決定した。(目標指標B) ⑥市内主要駅において啓発チラシ付きマスク等の配布を行い、感染防止対策の徹底を市民に呼びかけた。また、緊急事態宣言中、関係機関と連携し、広報車による啓発や夜間パトロールを実施し、外出自粛や時短営業への協力を呼びかけた。 (課題)①②⑥引き続き、社会全体での感染防止の徹底が求められる中、多層的な手段により、市民等への情報発信、啓発に努める必要がある。 ②地域における情報伝達について、どのように情報が拡散されているか検証するとともに、社会福祉連絡協議会の加入率の低い地域について、防災情報伝達の協力体制を構築していく必要がある。 ⑤防災情報伝達システムについては、防災ラジオ等がデジタル化の期限を迎えるまでに、早期に導入を進める必要がある。 ※R2年度より、市民意識調査に追加質問を設け、本市のみならず本市以外からの防災情報も取得できていない方を明確にした。</p> <p>【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】 (目的)津波や洪水等の災害発生時における円滑な避難行動を支援するための取組を推進し、市民等の生命と身体を守る。 (成果)⑦令和元年8月に兵庫県から公表された想定最大規模の高潮浸水想定区域図を反映した高潮ハザードマップについて、令和2年4月に公表し、令和3年2月には市内に全戸配布を行った。 ⑧「在宅避難」、「お知り合い避難」等の必ずしも指定避難場所への避難を前提としない多様な避難方法の普及、啓発に取り組んだ。 (課題)⑦市民等が災害を「わがこと」と捉え、具体的な避難行動につなげてもらうための啓発に取り組む必要がある。 ⑧多様な避難行動について、時機を捉えた効果的な方法による啓発を行う必要がある。</p> <p>【行政の災害対応力の向上】 (目的)災害時における迅速かつ確かな初動対応や関係機関との連携強化等、行政の災害対応力の向上を図る。 (成果)⑨被害情報等を把握するために、Twitterのハッシュタグを活用した情報収集を開始するとともに、災害時に発生する膨大な情報をリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」を導入した。(目標指標A) ⑩感染症に対応した避難所対策について、令和2年5月にガイドラインを作成し、7月に避難所運営マニュアルを策定した。また、9月にはコロナ禍における避難を想定した実働形式の防災総合訓練を兵庫県、阪神間各市町、防災関係機関と合同で実施した。 ⑪関西国際大学及び尼崎信用金庫と協定を締結し、災害時の帰宅困難者への対応や情報伝達等について連携していくこととした。 ⑫新型コロナウイルス感染症対策本部を開催するとともに、本市の対応方針について随時、改訂を行った。 ⑬高齢者介護施設、障害者施設等及び学校園等の感染防止対策として、マスク、除菌剤、消毒液を配布した。また、マスクについては、南海トラフ巨大地震の1日あたりの想定避難者数(3.3万人)の14日分に相当する約46万枚を備蓄した。さらに、感染症対策に必要な備蓄品を小学校41校及び5生涯学習プラザに配置した。 ⑭平成28年度に策定した備蓄計画に基づき、食料については、令和元年度末の約11万食から12万食に拡大し、備蓄目標数量を達成した。また、保管場所は17箇所から19箇所に拡大した。 (課題)⑨出水期までに職員を対象とした災害マネジメントシステムの操作研修や、システムを活用した訓練を行うことで、災害マネジメントシステムの適正な運用を図る必要がある。 ⑩新規感染者数の急増、自宅療養の実施など、刻々と変化する状況に対応するため、避難所開設・運用マニュアルの点検・確認を行うとともに、訓練を通じてマニュアルの検証を行う必要がある。 ⑫国・県の動向を注視し、全庁的な取組の充実を図るため、庁内各部局との連携を密にし、情報の収集と発信に努める必要がある。 ⑬⑭備蓄品について、適正管理を行うとともに、使用期限を迎える前に活用を図る必要がある。</p>		

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	防災情報通信事業(防災情報伝達システムの導入)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	防災対策等事業(災害マネジメントシステムの導入)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	防災情報通信事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和3年度の取組	評価と取組方針
<p>【防災情報の確実な伝達に向けた取組】 ①②⑥新型コロナウイルス感染症に係る取組として、ホームページやSNS、屋外拡声器、広報車、地域での掲示による情報発信をはじめ、街頭での啓発活動を実施する。 ②⑤地域への情報伝達に関して、協力体制を構築していく中、地域振興センターと連携し、様々な地域団体へ対象を広げ、地域防災力の更なる向上を図る。また、新たな防災情報伝達システムについては、地域への事前説明を行いながら、年度内の導入に向けて着実に取組を進めていく。 ④「尼崎市防災ネットアプリ」については、兵庫県が今年度予定している大雨や河川の危険度によるプッシュ通知などの機能追加に併せて、引き続き普及、啓発を進めていく。</p> <p>【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】 ⑦市政出前講座や地域の訓練・研修会等において、各種ハザードマップや防災マップを活用し、災害時における自らの具体的な避難行動となるマイタイムラインの作成などの啓発に取り組む。 ⑧⑨⑩昨年度に引き続き、コロナ禍での災害対策に万全を期す中で、「在宅避難」や「お知り合い避難」などの多様な避難行動について啓発するとともに、出水期までに避難所の収容状況の公表に取り組む。</p> <p>【行政の災害対応力の向上】 ⑨災害マネジメントシステムを本格運用するにあたり、出水期までに研修を実施するとともに、防災訓練などで改善点の洗い出しを行い、より効率的で効果的なシステム運用の確立を図っていく。 ⑪市内企業等との協定などにより、災害時の各種支援等について連携する取組を進める。 ⑫本市新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局として、国・県との連絡調整を担うとともに、各部局の取組状況を把握し、対策本部員会議を運営する。 ⑬⑭備蓄品について、備蓄計画の改定を行い、引き続きローリングストックによる適正管理を行うとともに、使用期限を迎えるものについても有効活用を図る。</p>	<p>・対策本部が災害情報をリアルタイムで一元集約・共有する「災害マネジメントシステム」については、防災訓練等で活用し改善点の洗い出しを行う中で、災害時に速やかな運用が可能となるよう進める。あわせて、多層的な情報発信手段を活用し、市民への情報伝達の取組を確実に進めていく。</p> <p>・昨年度は、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や海外からの帰国者等の自宅待機者が避難できるような避難所対策のガイドラインを定めた。引き続き、現行の対応方針や現場の状況等を踏まえ、適宜必要な見直しを行っていく。</p>

主要事業の提案につながる項目

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 消防・防災
 施策番号: 11 - 03

1 基本情報

施策名	11 消防・防災	展開方向	03 地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。
主担当局	危機管理安全局		

2 目標指標

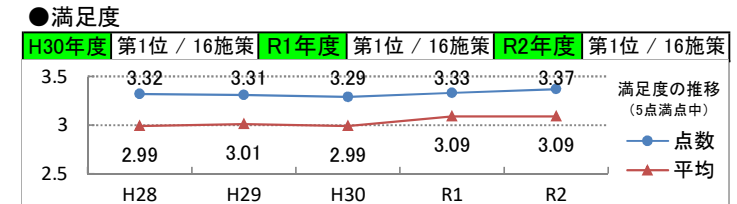
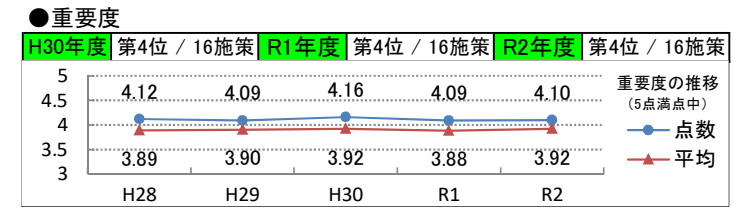
指標名	方向	目標値 (R4)	実績値						進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数	↑	75 会	54	51	52	54	20		26.7%
B 立入検査の実施率	↑	20.0 %	23.3	24.2	26.7	31.2	28.7		100%
C 地域が自主的に作る防災マップの作成団体数	↑	75 団体	44	53	61	70	71		94.7%
D									
E									

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	災害時要援護者支援事業(支援体制づくりの推進)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●市民・事業者における火災予防等 ●地域における防災体制の充実支援
------	--------------------------------------



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	⑤
<p>行政が取り組んでいくこと ■市民・事業者における火災予防等</p> <p>【違反是正の促進】 (目的)防火対象物の消防法令違反を立入検査等で改善指導することで、災害の未然防止を図るもの。 (成果)①違反対象物公表制度を適正に運用するとともに、不特定多数の者や自力避難が困難な者が出入りする特定防火対象物を重点的に5,216件(28.7%)の立入検査を実施した。また、違反処理の実効性向上や効果的な査察をさらに推進するため、査察員の増強など予防査察体制を強化する中で、防火対象物・危険物施設11対象物に対し、14件(警告8件、命令6件、重複含む)の違反処理を実施した結果、7対象物の消防法令違反が是正された。(目標指標B) (課題)①ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、届出書等のオンライン化や事業者の状況に応じた立入検査の手法を検討しつつ、消防法令違反の是正促進を図る必要がある。</p>		
<p>行政が取り組んでいくこと ■地域における防災体制の充実支援</p> <p>【地域防災力の向上支援】 (目的)地域住民が主体となって行う防災訓練や防災研修会等を支援し、「自助」「共助」といった地域の力で災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。 (成果)②令和2年度は、地域防災活動の支援に継続して取り組み、市内75自主防災会の全団体が防災マップの作成を完了させることとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、地域の防災活動についても自粛せざるをえない期間があり、防災マップを作成した団体数は令和元年度から1団体増の71団体となった。また、市内75自主防災会のうち防災訓練等の活動を実施した20団体について、防災訓練の実施を支援した。(目標指標A・C) ③地域における防災訓練において、避難所での外国人住民等への配慮について啓発するとともに、避難所における避難者間の円滑なコミュニケーションを図るための一助として、「多言語指差しボード」の内容や使い方等を紹介するなど、多様な避難者への配慮に対応した避難所開設、運営訓練を支援した。 ④東日本大震災10年フォーラムを開催し、災害情報の伝え方や平時からの防災活動等に関して気仙沼市関係者等による講演やパネルディスカッションを行い、その模様をYouTubeでライブ配信するとともに、より多くの市民等に伝達するため動画を公開した。 (課題)②③コロナ禍においても、地域の防災活動の維持、促進を図るとともに、引き続き防災意識の維持、向上のため、防災マップの作成支援や自主防災会とその他の地域活動団体とが連携できる環境づくりを行う必要がある。また、感染症に対応した避難所開設、運営や多様な避難者への配慮を含めた地域防災活動の支援に取り組む必要がある。</p>		
<p>【要配慮者(災害時要援護者)支援】 (目的)高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。 (成果)⑤コロナ禍で啓発機会が減少する中、各地域振興センター及び尼崎市社会福祉協議会(市社協)と協議を進め、立花地区では市と市社協の共催で「コロナ禍を踏まえた支援のかたち」をテーマに講座を開催した。参加者の中で「地域で力になりたい」「地域で情報共有をしたい」といった防災意識の向上が見られた。 ⑥「自助」「共助」の重要性とともに、コロナ禍における分散避難などの災害対策について、地域の集まりや市政出前講座(R1:32回、R2:9回)等の機会に啓発を行った。令和2年度は新たに4つの社会福祉連絡協議会(連協)、2つの福祉協会が名簿を受領し、20団体で日頃の見守りや声掛け(R1:19団体)、14団体が名簿を活用した避難訓練(R1:8団体)等の取組が進められた。 ⑦新たな地域防災活動の担い手づくりに向けて、地域団体と防災学習に取り組む高校をつなぐほか、大学生が地域団体と協働する防災イベントやエフエムあまがさき、YouTubeによる情報発信等の支援を行った。(R2:2高校18回、3大学10回) ⑧避難行動要支援者名簿と高齢者等見守り名簿を一体的に管理・運用する「要支援者システム」を導入し、各地域振興センター、保健福祉センター等10施設に設置した。また、個別支援計画の試行的作成に向けて、ケアマネジャー協会等の支援関係者と意見交換を行うとともに、連協や民生児童委員に地域振興センターや市社協と連携して働きかけ、5地区の自主防災会等で取り組むこととなった。 ⑨新たに子どもの育ち支援センター(いくしあ)、ユース交流センター(あまぼーと・アマブラリ)、株式会社では本市初となる老人福祉施設2施設の計4施設を福祉避難所に指定し、充実を図った(R1:36施設、R2:40施設)。また、災害時要援護者支援連絡会等で協議してコロナ禍における開設運営マニュアルに見直すとともに、マニュアル作成支援のために福祉避難所指定7施設で研修を行い、1施設でマニュアルが作成された。 (課題)⑤⑥⑦コロナ禍で地域のつながりの希薄化がより懸念される中、地域の防災意識を一層高め、要配慮者(災害時要援護者)支援に取り組む支援関係者を増やすために、市社協や福祉専門職等の支援関係者と関係部局が連携し、市民の共助意識を高めていくための手法検討や実践に取り組む必要がある。 ⑧個別支援計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の心身状況や生活環境、災害リスクなどを踏まえるとともに、地域や福祉専門職等との適切な役割分担、災害時の福祉専門職からの受援(応援の受入)体制の構築が必要となる。 ⑨引き続き、災害時の福祉避難所の円滑な開設運営に向け、各施設のマニュアル作成や訓練等の実施を支援していく必要がある。</p>		

令和3年度の取組
<p>【違反是正の促進】 ①重大な消防法令違反に対し徹底した違反処理(警告、命令等)を引き続き実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、立入検査の実施が困難な場合の対策及び届出書等のオンライン化を検討する。 ①予防研修計画に基づく効果的な査察員育成により、予防査察体制の充実を図る。</p>
<p>【地域防災力の向上支援】 ②③地域防災訓練等において、防災マップなどを活用し、参加者自らが避難経路について考えることで確実な避難行動につなげるとともに、自主防災会とその他の地域活動団体とが「わがまち」の災害リスクを共有し、訓練を共同開催するなどの連携できる環境づくりを行う。また、感染症に対応した避難所開設、運営や多様な避難者への配慮を含めた地域防災活動の支援に取り組むとともに、少人数で分散して行う訓練等、感染リスクの伴わない方法を提案することにより、地域における防災活動の維持、促進に取り組む。</p>
<p>【要配慮者(災害時要援護者)支援】 ⑤⑥⑦引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、高校生、大学生の防災教育の支援や市政出前講座等の様々な機会を捉えて、身近な地域における「自助」とともに、地域のつながりづくりを意識した「共助」の重要性の周知啓発を進める。 ⑥⑧地域振興センターや市社協と連携し、地域への名簿提供とともに、名簿を活用した見守り活動を推進する。 ⑧要支援者システムを活用し、避難行動要支援者の中でより災害リスクの高い方の把握等を行うとともに、地域振興センターや市社協と連携し、5地区の自主防災会等において個別支援計画の試行的作成に向けた取組を進める。 ⑧福祉専門職からの受援体制の整備に向けて、専門職団体との意見交換を行うとともに、災害時のケアマネジャーの対応マニュアルの作成支援を行う。 ⑨引き続き、福祉避難所の拡充に向けて、民間企業など様々な施設と協議を行う。また、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に取り組む。また、要配慮者の支援を強化するために災害対策基本法や、それに係る「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が見直されたことに伴い、本市の要配慮者の避難支援のあり方や多様な避難所の確保について、改めて整理する必要がある。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p>

6 評価結果

評価と取組方針
<p>・要配慮者支援においては、「要支援者システム」を活用し、平常時の地域の見守り活動を全市展開していくとともに、自主防災会等の地域住民とも連携しながら個別支援計画の試行的な作成に取り組む。</p> <p>・また、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を機に、災害時に支援や配慮を要する人が、その態様に応じて安心して避難ができるよう、関係部局・機関が連携して多様な避難先の確保と避難所運営に係る具体的な手順を整理し、職員や設置者など関係者が共有するとともに、市民への効果的な周知方法についても検討する。</p>